

日バス協技第436号
令和4年12月27日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局長から別添のとおり周知依頼がありましたので、傘下
会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015

国自整第207号の3
国自情第255号の3
令和4年12月23日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和4年12月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

今般、令和5年1月から始まる自動車検査証の電子化及び自動車保有関係手続におけるキャッシュレス化に伴い、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）従来車検証の備考欄に記載していた内容について、電子車検証の券面に簡略化した表記にて記載するとともに、IC タグに詳細内容を記録する旨規定する。
- （2）申請者がクレジットカードにより手数料等を納付する場合、国職員による納付状況の確認方法を規定する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和4年12月（下旬）

施行：令和5年1月4日